



# 被災地の復旧・復興に関する 総務省の取組みについて

平成25年2月19日  
総 務 省

# 東日本大震災からの復旧・復興に係る総務省の主な取組

## 被災自治体への財政支援

### ○ 震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担をゼロとするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、通常収支とは別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分。  
(平成24年度補正による増額:1,214億円、平成25年度所要額:6,198億円、平成23~25年度分の累計額:2兆9,392億円)

### ○ 取崩し型復興基金

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、復興基金を創設。(合計1,960億円) 等

## 被災自治体への人的支援

### ○ 市長会・町村会スキームによる職員派遣の支援

被災地の本格的な復興を進めていくにあたって重要な被災自治体におけるマンパワーの確保を支援するため、全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村への職員派遣を支援。  
(H24年度までに合計1,766人の派遣決定。H25年度は、派遣要望人数1,380人。うち現時点の派遣可能人数 約430人、任期付職員の採用約250人。(いずれもH25.1月末現在))

### ○ 全国の市区町村OB職員の活用

全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを、新たに構築。  
(地方公務員OBのリスト登録人数142人。(H25.1月末現在)) 等

## その他の取組

その他、以下の取組をはじめとして、各種の制度的措置や復旧・復興事業等を行っている。

○ 原発避難者特例法の制定及び運用

○ ICTを活用した避難者への情報提供に係る取組の支援

○ 東日本大震災に対応するための各種の地方税制措置の実施

# 被災自治体への人的支援について①

## 1 今年度における人的支援に係る現状と取組

### ○全地方公共団体からの職員派遣の状況

- ・震災発生以降、平成23年度末までに派遣された職員数 延べ81,544人
- ・平成24年10月1日時点において派遣されていた職員数 1,682人  
(うち県職員として657人、市町村職員として1,025人)

### ○総務省及び全国市長会・町村会による被災市町村への職員派遣の支援

- ・全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築 (H23.3~)
- ⇒被災市町村からの派遣要望人数 842人  
うち派遣決定人数 452人、不足数 390人 (H25.1月現在)
- ・任期付職員を採用し被災市町村へ職員を派遣する方法について助言
- ・各自治体における職員派遣に関する取組事例を取りまとめ情報提供

### ○被災自治体における任期付職員の採用の支援

- ・任期付職員採用に必要な条例の制定や被災市町村における採用のほか、県による採用・県下市町村への派遣等について助言
- ・被災自治体が行う任期付職員の採用について、復興庁と協力して広報を支援
- ・各自治体に対し、職員OBへの被災自治体における採用情報の周知を働きかけ

## 被災自治体への人的支援について②

### 2 来年度における被災市町村への人的支援

#### ○来年度における職員派遣に関する取組

- ・平成24年11月30日に全国市長会・町村会から全国の市区町村に対して職員派遣を要請
  - ・総務省から各都道府県知事・政令指定都市市長・各市区町村長あてに、職員派遣への協力を求める通知を発出（被災3県からは、各都道府県・政令指定都市に対し、  
重点的に職員派遣をお願いしたい被災市町村の具体名を各都道府県・政令指定都市ごとに示している）
  - ・国土交通省から各都道府県・政令指定都市の都市計画・都市整備担当部局長あて、水産庁から水産基盤整備事業担当課長あてに依頼通知を発出
- ⇒被災市町村からの派遣要望人数 1,380人（一般事務職653人、土木職483人など）  
うち現時点の派遣可能人数 約430人、任期付職員の採用 約250人  
（H25.1月末現在）
- ・現在、被災市町村でマッチングを実施中

#### ○全国の市区町村OB職員の活用

- ・全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを、新たに構築
- ⇒地方公務員OBのリスト登録人数 142人（H25.1月末現在）

・このリストを元に被災市町村で全国の職員OBの採用を実施

# 津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額

## 施策概要

- 津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、震災復興特別交付税を交付。

## 所要額

1, 047億円

- ・ 対象住宅数:40,738棟

津波により被災(全壊)した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

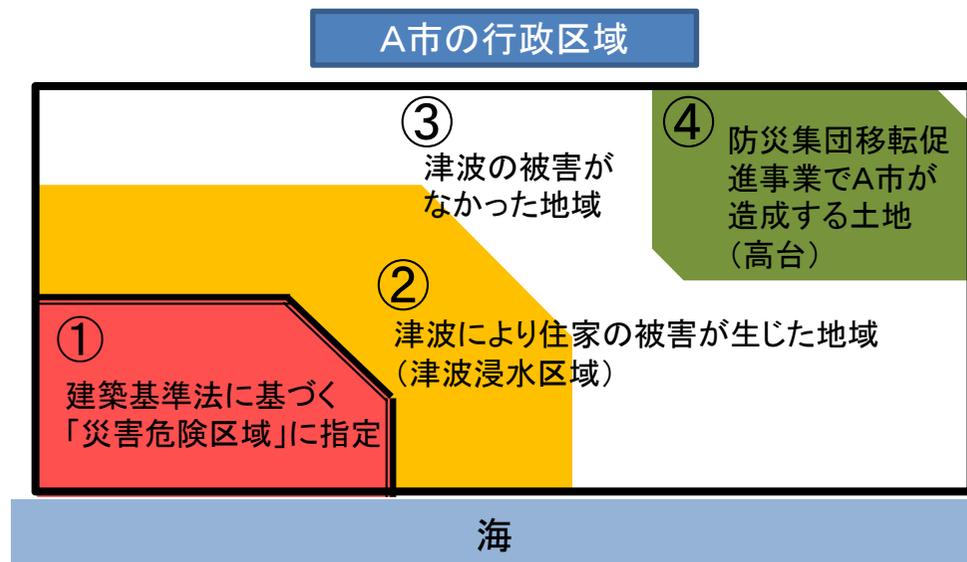
- ・ 対象経費:住宅再建支援に要する経費(下記のとおり)

①土地区画整理事業等の対象外の住宅(32,184棟)分  
:282万円(住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費(1/2)、移転経費)

②土地区画整理事業等の対象の住宅(8,554棟)分  
:163万円(住宅建築に係る利子相当額、移転経費)

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

## 【再建パターンと支援策】



①→②~④の移転:防災集団移転促進事業等による支援あり(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)

②における現地再建、②→③、④の移転:上記支援措置なし